

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第46回 議会運営委員会			
開会日時	令和4年9月21日 午後 4時30分 開会			
	令和4年9月21日 午後 5時24分 閉会			
場 所	第1委員会室			
出席者数	委員定数6名中 出席者6名			
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	—	
	山根 温子	大下 正幸	山本 優	
	金行 哲昭	—	—	
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
欠席委員	—	—	—	
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	総務部長	行森 俊荘	総務課長	新谷 洋子
	総務課行政係長	下瀬 秋穂	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	毛利 幹夫	事務局次長	久城 祐二
	総務課主査	日野 貴恵	—	—
付議事件	1、議 題 (1) 令和4年第3回安芸高田市議会定例会の運営について ①追加議案について (2) 地域懇談会について 2、その他 (1) 閉会中の継続調査事項について (2) 一般質問における課題について (3) 閉庁時間変更に伴う委員会開始時間について			

3、経 過

【開会 16:30】

○熊高委員長

ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和4年第3回安芸高田市議会定例会の運営について

①追加議案について

○熊高委員長

令和4年第3回安芸高田市議会定例会の運営についてを議題とする。

追加議案について、執行部の説明を求める。

○行森総務部長

現在開会中の、令和4年第3回安芸高田市議会定例会に追加上程する議案は、一般議案1件である。

概要については、総務課長が説明する。

○新谷総務課長

(提出議案の概要について説明)

○熊高委員長

質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

議案の取り扱いについて、事務局に説明を求める。

○毛利事務局長

(議案の取り扱い及び会期日程について説明)

○熊高委員長

ただいまの説明について、意見はないか。

○山本優委員

委員会付託を省略し即決で取り扱えばよい。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

追加議案の取り扱いについて議案第62号は、委員会付託を省略することとし、提案理由説明の後、質疑、討論、採決する。

これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

以上で令和4年第3回議会定例会の運営についてを終了する。

執行部からその他にないか。

(なし)

暫時休憩する。

休 憩 16:36

(執行部退席)

再 開 16:36

(2) 地域懇談会について

○熊高委員長

再開する。

地域懇談会についてを議題とする。

○藤井総務係長

事務局に資料の説明を求める。

- 久城事務局次長 配付した資料について、先日来、議員の皆さまに確認してもらったものを基に、事務局で分類を行った。
分類方法は、資料3ページに「抽出意見」とあり、13の項目に分けてある。
これは、事務局で検討した結果13項目が適当と判断したものである。
例として、資料一番上の原発災害時の対応という意見については、13項目のうち3番目の防災についてということで、ここに1を計上している。1を記載した理由は、意見の件数を集計するため、資料表に合計件数が挙がってくるようにしたためである。
この13分類については、事務局で振り分けをしたので、これによければ、全員協議会にも出して、議員の皆さんの意見を聞き、良いという事であれば今後の取扱いを決めていきたいと思う。
- 熊高委員長 意見はないか。
- 大下委員 事務局がまとめたもので良い。これで全員協議会に出してもらいたい。
- 熊高委員長 この資料は、各班長が確認した資料を、事務局がまとめたものである。これで全員協議会に出してよろしいか。
- 山根委員 この資料の見方に慣れるため、事務局に協力いただきたい。
- 熊高委員長 全員協議会は明日である。議会運営委員会の皆にはじっくり確認していただき、議員から質疑等あれば対応いただきたい。
- 久城事務局次長 明日、全員協議会に議題として出すが、「その後の取扱い」について明日全て決まるかは不明だが、これまで議会広報に掲載していた。こういったことも協議いただきたい。
- 熊高委員長 議会中でもあるので、すぐということにはならないと思うが、最終日までに確認を行い、意見が無ければ次長が言ったように議会広報へすすめていくという提案を、議員の皆にしてみたら如何か。
議長はよろしいか。
- 宍戸議長 よい。
- 久城事務局次長 補足する。議会広報は、編成の都合で10月中旬にまとめる必要があることを踏まえてお願いするものである。
- 熊高委員長 早い決断が要るということで承知した。
それでは皆さんはよろしいか。
(よい)
お諮りする。地域懇談会について、内容については精査するところまでいっていないが、今協議した方向で取り扱っていくことに異議はないか。
(異議なし)
異議なしと認め、明日の全員協議会に報告した後に、少し時間

をとり、議会最終日まで、一定の確認を行い、全員協議会の中において、議会広報にこれを委ねる方向に異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

2、その他

(1) 閉会中の継続調査事項について

- 熊高委員長 その他の項に入る。
閉会中の継続調査事項についてを議題とする。
- 久城事務局次長 事務局に説明を求める。
(資料について説明)
- 熊高委員長 意見はないか。
(なし)

(2) 一般質問の課題について

- 山根委員 一般質問の取扱いについて、質疑で終わるのが、議会運営委員会で決めたことではあるが、全体を見て、このままでやっていくか、かみ合っていないので、協議していただきたいという要望がある。
- 熊高委員長 質問で終わるといふことと、かみ合っていないという2つの事項があった。この件に関し、意見はないか。
- 山本優委員 質疑で終わらないといけないということであるが、相手の答弁によっては、ここでこう言うておきますとか、あとは検討していただきたいということでも結構あるので、流れによっては質疑で終わらなくてもいいような対応をしていただければと思う。
- 熊高委員長 ほかに意見はないか。
- 大下委員 一般質問で、事前に質問を通告しているのに、いきなり反問権を使うのは無いと思うが、皆さんはどう思われるか。いきなり反問権を使うことに違和感がある。
事前に質問を送っているのに、通告を発言したとたんに反問権と言われても、それは困る。
質問に答えてから反問権ということならまだしも、いきなり反問権と言われると如何なものかと。
- 山本優委員 同感である。通告制をとっている。それも2週間前に通告している。分からないところは前もって調べるべきである。
そして最初の1問目で答弁し、2問目に再質問で言っていることが分からないので反問権を使うというなら意味は分かるが、1問目で分からないので反問権を使うのは違うと思うので、1問目は通告どおり答弁して、2問目からの反問権は認めるとした方がよいと思う。そうしないと通告制度の意味が無くなってくる。
- 熊高委員長 ほかに意見はないか。

- 金行委員 私は、反問権について、本当に最初から分からないから聞くのだと思っている。
- 熊高委員長 詳しく説明してほしい。
- 金行委員 通告書に書いてあることと、最初に議員が質問して理解できなかったときに、最初に反問権が出るのだと思う。
- 熊高委員長 最初からの反問権もありうるという考えか。
- 金行委員 そうである。
- 熊高委員長 ほかに意見はないか。
- 山根委員 今回の一般質問では、議長が勧告を再々行っているが、それに応じないことについて、どのように取り扱うかである。
- 熊高委員長 議長から意見を伺う。
- 穴戸議長 今回、反問権の行使が度々あった。
- 最初から、質問した途端に反問権を使い、余りにも最初に使うのは、山本優議員言ったように、もう既に通告をしているので、その時点で分からないというのは、その議員に、職員に調査させるか何かしてでも、よく質問の内容を把握しておくようにと申し上げている。それで勧告という形にしている。
- ただし、勧告した際に「法的根拠あるのか？」と言われるため、それは無い。無いが議会のルールとして、議事整理権の範疇であると思う。
- よって、それを今後、執行部はよく理解をして、今後の一般質問の答弁にあたっていただきたいと思っている。
- そして、金行議員が言われた、言葉の発音のニュアンスによって、コロっと変わることもあると思う。しかし、それは次の段階で、2回目のときの質問で反問権で確認することも出来ると思う。
- それから、反問権を行使するというよりも、「ただいまの質問について、ちょっと準備をしていましたが、理解出来ないところがちょっとありますので、ちょっとこここのところを聞かせてもらえませんか」という形でやっていけば、議長も、その発言を認めることができる可能性もあるので、そこらは議会の運営上の問題として、今後よくよく研究をしなければならないところだと思う。
- それから、反問権の行使について、「認めることができる。」と書いてある。
- そういうことになると、内容によっては議長が認めないこともあるが、聞いてみないと分からない。それで聞いたら、それをもう認めないことにできるのか。そこを研究してみたいと思っている。
- 熊高委員長 確認であるが、市長に勧告したという場面について、どのタ

イミングで直接言われたのか。

○宍戸議長

休憩をしていない時、本会議場で、武岡議員さんとの山根議員さんのときだと思う。議事録には残っている。

○金行委員

宍戸議長が認めたから。反問権は認めません。議場の整理は私がしますときちつと言われたほうが、今反省するんですが、良かったのじゃないかという気もします。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山根委員

反問権を使ったときに、結果、答えを二択・三択で求められるのがあって。それではないでしょうという思いで、私は反発をした。そういう答え方はしたくないので、これは個人的な考え方ですが、二択・三択という物言いになる。そこはどのように整理していただけるのか。

○金行委員

宍戸議長に整理権があるのだから、議長が認めなかったらよい。しかし、認めたのだから今そういうことの反省をしようということでこうやって話し合っているのであるが、議長の判断に従うべきと思う。

○大下委員

反問権を認めない訳にもいかないのだから。最初に言ったように、通告書は前もって出している。通告したことを質問したら、いきなり「反問権」と言われたのでは、やはりいけない。もしそういうことをするのであれば、通告書なんか出す必要ないと思う。そこまで言われるのであれば、答弁書も出してもらわないといけないと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山本優委員

この間も聞いていて、反問権と言われるが、通告している質問に対する反問権ではないのが多い。

その前にしゃべった言葉がどうか。この意味がどうか。これ、どっちがどうだ。

その前に、通告により質問をしているのだから、この質問の意味がわからんとか、内容が分からないと言うなら分かるけど。通告内容じゃないところで反問権を使うので、そういうのはやはり「駄目です」というのが必要だと思う。

それで、さっきも大下委員が言われたが、通告している事について、意味がわからんというんだったら、本当通告する必要がないと思います。

その場でパッと出してその場で答弁求める。そしたら、今言っていることが分からないので、反問権を使うというのは妥当だと思う。

だから、余りにも反問権の使い方の意味が違う。質問内容に対して反問権を使うならいいが、質問内容ではない言葉について反問権を使うのだから、そこは、今後議場整理権のある議長

が、今後考えてもらいたい気持ちは、皆さん持っていると思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○児玉副委員長

皆が言われるとおり、やはり議場で議長が判断し、答えるように言われたら答えるべき。議長が議場で判断しているのだから、市長が最初から反問権を使うなら反問権を認めないと議長が判断をされることだと思う。

そこまでルールで書いて、どうのこうのいう問題ではなく、あくまで議長判断、議長の考え次第だと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○毛利事務局長

一般質問の件であるが、今年の6月定例会前から、議会事務局のも、局長が一般質問検討会議へ出ることとなった。そこで基本的には当初通告書で分からないところについて、局長が議員に聞いたり、あるいは執行部が直接議員とやりとりしてもらうように橋をかけたりというような役割となり、私が間に入っている。

一般質問検討会議では、言われたときにはちゃんとやっているが、できるだけ多く1問目で反問権が使われないようにやっぺいこうと思う。

○児玉副委員長

以前の市長の時には、質問が分からないときは担当の職員が聞きに来てその中身の説明をしていたが、今の市長がそういうところまであまりやらないとなると、質問の書き方の文章について、読んでみて、何が聞きたいのか疑問に思う部分もやはりある。文章の中に。

そこは文章の書き方自体を、前回の市長のときと同様の書き方でやれば当然仲介がいるが、いらぬような書き方の文章に変えていくのも議員の中で考えていかなければいけないと思う。

○大下委員

副委員長が言われたように、詳しく書くのが良いのかもしれないがそこまで詳しく書くのであれば、答弁書をもらわないといけぬと思う。

○児玉副委員長

議論にはならないが、結局、要点は何かという形容詞が多くて、前段が。何が聞きたいのかと疑問に思ふ文書がある。そこはこのことが聞きたいとスパッと聞けばいい。

今の市長のタイプは結論を求めるタイプであるので、文章の書き方もやはりトップの、トップによってそこも変わってくると思うので、そこらはやはり変化していく必要があると思う。

(端的に質問するしかない。の意見あり。)

○金行委員

法的に許せる、法的に矛盾がない、今はもう法務のルールが絶対ある。そのルールに従って、議長の判断に任せるしか。最終的には議長の議事整理権でやってもらうのが、根本的な意見

○山根委員

として議長に我々は申し込んでおけばいいのではないか。

議長がいろいろ考えていることが分かった。

今後については新しい形での対応が出てくると思うので、その都度、議長の議事整理権で対応していただきたいと思う。

一般質問する側もそれなりにいろいろ考えていきたい。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

(なし)

整理する。

局長も言われたように、まずは質問書の内容である。児玉副委員長も言われたように質問書の内容。局長は事前にいろいろ調整を役割としてやっていくと言っていたが、その質問書の内容含めて、最初の調整が必要ということが、課題としてある。

もう一つは、反問権の乱用に近いという気がするが、その反問権のありようをもう一度整理をし直すということ。

それから、議長の議場整理権が最終的には1番大きな権限なので、それとの兼ね合いを含めて、ありようを整理する。

この三つが絡まった形での課題だと思うので、もう一度、事務局も含め、議長を含めていろいろ整理をし直す必要があると思うので、今日、そう言った提案を皆さんからいただいたので、それを今後の課題として早急に検討するというので今日の協議は終わりたいと思う。その他意見があれば伺い次に繋げていきたいと思うが如何か。

○山根委員

1番初めに言った質問で終わるというところであるが、議長から質問で終わるよう言われているところはどうか。

○熊高委員長

これは基本的には取り決めをした事項である。それを変えるということになれば新たな議論が必要となる。

議長も質問で終わってくださいと申し合せのとおりされている。それを変えるということになると、いろいろ検討する必要がある。

質問で終わるということは、納得したらもう質問はいらないわけである。納得をせずはまだ聞くという形になると、また自分の意見という形になるので、それで質問で終わらないという形になるので、それは私も聞いていてやり方だろうという気がする。そこらも含めて、先ほどの課題の中で、議場整理権に含めて検討する必要があるのであれば、包含してやりたいと思う。よろしいか。

○宍戸議長

質問で終わってくださいと言う場合と、黙っている場合が今回あった。許せる範囲がある。

例えば、市長が答弁したときに納得出来ない。それなら市長がこう言ったと解釈して、私は次の質問に移りますと。こうい

うことになる。市長は待てど。こうなる。それは違うと言いたくなるから。

よって終わり方の発言をちょっと工夫すれば十分対応できる部分もある。

お互い工夫していただきたい。

○熊高委員長

そこらの事例も含めて、皆と統一的な見解が出せるようなことも検討したいと思うがよろしいか。

(よい)

まず、閉会中の継続調査事項についてお諮りする。

閉会中の継続調査事項については、別紙(案)のとおりとすることで異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決し、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申し出を行う。

次に、山根議員より発言があった一般質問の中身については、先ほどいろいろ議論し、三つぐらいのポイントに整理をした。また改めて確認・検討したいと思うがよろしいか。

(よい)

このことは、明日の全員協議会にはまだ出さないほうがいいと思うが皆さん如何か。まだ出さずに議会運営委員会で検討してからでよろしいか。

(よい)

山根委員からの関連する発言の協議については、議会運営委員会でしっかり協議をした後、また、皆さんに返していくということとする。

(3) 開庁時間変更に伴う委員会開始時間について

○熊高委員長

そのほかに皆さんからないか。

事務局から何かあるか。

○久城事務局次長

2点確認したい。

1点目であるが、10月から開庁時間が変わることに伴い、委員会や本会議の開会時間の件について、以前協議いただいたが結論が出ないまま現在に至ってる。結論をそろそろ出さないといけない。明日の全員協議会もしくはこの場で協議いただきたい。

○熊高委員長

意見はないか。

○山本優委員

9時でもいいと思う。

○久城事務局次長

9時以降でないかと傍聴者の方が入って来れないので、それはどうかと思う。

○熊高委員長

事務局の案的なものを提案して議論した方がよいのでは。

○久城事務局次長

正直事務局も具体的な提案というのは持っていない。

- 熊高委員長 以前の話しでは、執行部との調整も含めてもう少し時間が必要だということだったので終わっていたと思うが。
- 久城事務局次長 議員の入館に関しては、職員が持っているようなカードキーを10月1日前に配付する予定であるので、議員は9時開始前に入ることは可能である。問題は一般の方、傍聴者である。
- 熊高委員長 そういう事情も含めて、もう少し事務局と協議して整理したものを出すようにしたいと思うが、今の時点では課題を一つずつやりとりしても議論が進まない。もう一度整理をして提案をしてもらいたい。
- 日の全員協議会には検討しているというぐらいの報告をするしかないと思う。それを受けてまた議会運営委員会が必要なら協議したいと思う。
- 山本優委員 あと10日しかないので、それでも明日全員協議会である。今日の内にある程度決めたほうが良いと思う。
- 傍聴者が入れないなら、昔やったように10時に会議を始めるようにしたらよいと思う。
- 委員会は9時であったが全て10時開会でも議会運営委員会ですら今日決めたらどうか。即10月1日からは無理である。
- 大下委員 執行部とも話をしないといけないのではないか。委員会を10時からにすれば、昼までに済まないこともある。そこを執行部に1日拘束となるが良いのか話をしないといけないと思う。
- 業務に支障が出てくる可能性があるとも言わないといけないのでは。やはり執行部とも打合せしてもらったほうが良いと思う。
- 熊高委員長 当然大下委員言われることもある。時間が短いなら効率的に詰めてやろうということになるかもしれない。そこらも含めて執行部との関係を整理してほしい。
- 山本委員言われるように、委員会を10時からにすれば、皆さん昼が近くなれば効率よく委員会されるんで、昼までに済むかもわからない。
- いろいろ意見あると思うので、確認をしてもらい明日全員協議会で一定の方向を提案して皆さんが了解すれば確認したことになると思う。
- 山本優委員 今から確認しても執行部は、9時開庁を変えることはないだろう。だから、議会は10時開会すると。だから職員が時間がオーバーするのも、しょうがないという報告しかないのではないか。開庁時間は変えないのだから。
- 金行委員 議員の中でも10時が良いと決定するか、また言葉で言う9時30分なるか。トータル的な考えや、9時半とか9時10分とかいうのも考えの中にあるところも言われるように、執行部と事務

局でやってみようと言うならやってもいいのでは。10時でよい
と思っているのではないか。

○熊高委員長

意見はもう、分かったから、あとは大下委員が言われたこと
である。9時半ということもあるだろう。一定の決定を執行部も
含めて協議をするということであるので、それをしてみないと
分かりにくいところもある。議会だけで決めても、まずいこと
はないが、そういった執行部に対する配慮も含めた大下委員か
らの意見でもあった。

事務局が執行部と協議をして、また報告してもらおうというこ
とでよろしいか。明日に間に合う間に合わないも含めて。

議会もまだあるので、そこまでで一定の決定ができればとい
う時間設定も可能かと思う。それでよろしいか。

(よい)

2点目をお願いする。

○久城事務局次長

2点目は、月曜日の委員会における昼の弁当について、注文し
たほうがよろしいか。

(弁当があったほうがよいのではの意見あり。)

それで、進めてよろしいか。

○熊高委員長

議会運営委員会で決めることはないが26日の運営について、
昼食も用意をして万全の体制で臨むということではよろしいか。

(よい)

○児玉副委員長

弁当のあるなしは、どこで判断しているのか。

委員長判断にしたらよいのではないか。

○熊高委員長

今後の方向として、事務局が委員長と協議をして、昼食の判
断をすることを申し合せという形で、確認をしたがよろしい
か。

(よい)

そのほかに皆さんから何かあるか。

(なし)

その他の項を終了する。

以上で、本日の議事はすべて終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会 17:24】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長